

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う移転料の上限額の引上げについて
(通知)

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号。以下「条例」という。）が一部改正されたことに伴い、一定の要件を満たす場合において移転料の上限額が引き上げられることとなります。

ついては、引上げ後の上限額（条例別表第1の2の備考2の規定による移転料の上限額をいう。以下同じ。）を適用するための要件等について、下記のとおり定めたので、令和2年12月25日以後の赴任に係る移転料は、これによることとしますので、貴管内の小中学校等に周知してください。

なお、引上げ後の上限額が適用されるかどうかにかかわらず、引越業者を利用し、赴任に伴う移転を行う職員は、できるだけ多くの引越業者に見積りを依頼する、荷物の搬入日を平日に設定するなど適正な価格での移転に最大限努めるよう、併せて周知してください。

記

第1 引上げ後の上限額

区分	移転料の上限額								
	陸路8キロメートル未満	陸路8キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	陸路1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	陸路2,000キロメートル以上
従来の上 限額	円 140,000	円 160,500	円 184,500	円 228,000	円 374,000	円 496,000	円 522,000	円 558,000	円 648,000
引上げ後 の上限額	円 280,000	円 321,000	円 369,000	円 456,000	円 561,000	円 744,000	円 783,000	円 837,000	円 972,000

備考 1 扶養親族を移転しない場合は、それぞれ2分の1の額を上限とする。

2 「従来の上限額」とは、条例別表第1の2の上限額をいう。以下同じ。

第2 引上げ後の上限額を適用するための要件

条例第21条第4項に規定する要件は、原則として3社以上の引越業者から最も安価なプランで見積りを徴し、最も安価な引越業者を選定することとする。

なお、引越業者側の事情により見積りを3社から徴することができない場合は、メタサーチサイトによる検索等を幅広く行った上で、対応可能な引越業者が3社未満であること及び検索等の結果依頼する引越業者の価格が最も安価であることが客観的に確認できる資料の提出を行うこと。

第3 提出書類

- 1 第2の要件を満たす者であって引上げ後の上限額の適用を希望するものは、次に掲げる書類を旅費事務センターに提出しなければならない。
 - (1) 移転料請求金額確認書（別記第1号様式）
 - (2) 引越業者から徴した見積書（第4の2の対象外経費が含まれていないことがわかるものとし、利用した業者以外の業者の見積書を含む。）。ただし、対象外経費が含まれていないことを確認することができない見積書であった場合は、職員が見積書の内容を引越業者に確認の上、その旨を記載した申立書（別記第2号様式）を提出しなければならない。
- 2 第2の「引越業者側の事情により見積りを3社から徴することができない場合」に該当する者は、メタサーチサイトによる検索等を幅広く行った上で見積りができないと回答があった旨のメールの写し、引越業者から電話等で聞き取った内容を記載した申立書（別記第3号様式）又はこれらに相当する書類を旅費事務センターに提出しなければならない。

第4 留意事項

- 1 最も安価な引越業者以外の業者を利用した場合、最も安価なプラン以外で引越をした場合その他第2の要件を満たさない場合の移転料は、従来の上限額を限度として支給するものとする。
- 2 次に掲げる経費は、当該経費の性質上移転料として支給することが適当であると認められるものを除き、移転料の対象外とする。
 - (1) 移転料以外の赴任旅費で支弁すべき経費
 - ア 旅行者本人及び扶養親族の交通費（電車、航空機、バス等）
 - イ 着後に要する経費（新住居に直ちに入居できない場合の宿泊料等）
 - (2) 移転料で支給することになじまない経費
 - ア 引越業者に支払う経費であって次に掲げるもの
 - (ア) ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木等、個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用
 - (イ) 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
 - (ウ) 荷造、荷解に係る追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）
 - (エ) 工事に係る追加費用（エアコン・ガス器具の着脱費用（エアコンガス補充費用等を除く。）については、支給対象とする。）
 - イ 家具、家電等の生活用品等を購入した経費等
 - (ア) 家具、家電等の購入費及びレンタル料
 - (イ) 宿舍等修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）
 - (ウ) 家電リサイクル費用

- (エ) 不用品、不要品、粗大ごみ回収費用
- (オ) 民間賃貸物件の下見にかかる費用
- (カ) 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代
- (キ) 扶養親族の転園、転学等に要する費用
- (ク) 官公庁への諸手続に要する費用

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

FAX 088-821-4725

移転日	
-----	--

移転料請求金額確認書

所属		職名		氏名	
----	--	----	--	----	--

a 実際に 利用した 業者の 額	実際に利用した引越業者名		
	①業者への支払額		
	対象外 経費	i)ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木等、個人的趣味で 大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬する際の追加費用	
		ii) 自家用車、オートバイ等を運搬する際の追加費用	
		iii) 荷造、荷解に係る追加費用	
		iv) 工事に係る追加費用(エアコン、ガス器具の着脱工事を除く)	
		v) 家具、家電等の購入費及びレンタル料	
		vi) 家電リサイクル費用、不用品等の回収費用、ハウスクリーニング費用	
	②(i ~ vi) 計		0
	①－②		

実際に利用した引越業者 以外の業者(1社目)	(業者名)	金額
	_____	_____
実際に利用した引越業者 以外の業者(2社目)	(業者名)	金額
	_____	_____

b a 以外 の 支 払 額	レンタカー代、ガソリン代、高速道路利用料等の運搬に直接かかる費用	
	宅配便等の運送料	
	その他、移転に際して直接要した費用(対象外経費を除く)	
	合計額	0

a + b = 移転料請求金額 0 円

下記のとおり申し立てます。

記

(1) 見積りを依頼するに当たって、全ての業者に最も安価なプランで見積りを依頼したこと。

(2) 利用した引越業者は見積りを依頼した業者の中で最も安価な見積額を提示した業者であること。

(3) 移転料請求金額に移転料の支給対象外となる経費が含まれていないこと。

申立日 令和 年 月 日

氏名 印

第2号様式

(対象外経費が含まれていないことが確認できない見積書であった場合)

申立書

年 月 日付けの人事異動に伴う住所の移転に際して（引越業者名）から徴した見積書は、下記の対象外経費の内容及び金額の記載がなかったため、当該業者に確認しました。

つきましては、対象外経費の内容及び金額を下記のとおり申し立てます。

記

- 1 聞き取りを行った日

令和 年 月 日（ ）

- 2 聞き取りの相手方

（引越業者名） （担当者名）

- 3 対象外経費の内容及び金額

を運搬等する際の追加費用（ 円）

※対象外経費が複数ある場合は、それぞれの内容と金額を記載してください。

令和 年 月 日

所属

氏名

印

第3号様式

(見積りを3社から徴することができない場合)

申立書

年 月 日付けの人事異動に伴う住所の移転において、複数の引越業者に見積りを依頼しましたが、下記のとおり業者から「見積りができない」と連絡があり、1社(又は2社)からしか見積りを徴することができませんでした。

記

1 メタサーチサイト利用の有無

☐ 有

☐ 無 (選定方法:)

2 引越業者へ見積り依頼状況

○ 引越業者A

(1) 見積り依頼日

令和 年 月 日 ()

(2) 聞き取りの相手方

(担当者名)

(3) 見積りができない理由

【例1】引越日として指定した日時は予約が埋まっていて受注できないため。

【例2】当該業者のサービスが行き届いていない地域であるため。

○ 引越業者B

(1) 見積り依頼日

令和 年 月 日 ()

(2) 聞き取りの相手方

(担当者名)

(3) 見積りができない理由

令和 年 月 日

所属

氏名

印

条 例

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年12月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第48号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第21条第 2 項中「同表」を「同表の 2」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 移転料の実費額が第 1 項各号に掲げる額を超える場合であって任命権者が知事に協議して定める要件を満たすときにおいては、同項及び第 2 項の別表第 1 の 2 の上限額は、同表の 2 の備考 2 の規定によるものとする。

別表第 1 の 2 の備考を次のように改める。

備考 1 移転料に係る路程の計算については、水路 4 分の 1 キロメートルをもって陸路 1 キロメートルとみなす。

- 2 第 21 条第 4 項に規定する場合における移転料の上限額については、
「140,000」とあるのは「280,000」と、「160,500」とあるのは「321,000」と、
「184,500」とあるのは「369,000」と、「228,000」とあるのは「456,000」と、
「374,000」とあるのは「561,000」と、「496,000」とあるのは「744,000」と、
「522,000」とあるのは「783,000」と、「558,000」とあるのは「837,000」と、
「648,000」とあるのは「972,000」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正）

- 2 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「及び第33条第 1 項ただし書」を「、第21条、第33条第 1 項ただし書及び別表第 1 の 2 の備考」に、「同条例第33条第 1 項ただし書」を「同条例第21条第 1 項第 1 号中「別表第 1 の 2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第 3」と、同項第 2 号及び第 3 号中「前号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第 3 条第 3 項の規定により読み替えて適用する前号」と、同条第 2 項中「前項第 3 号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第 3 条第 3 項の規定により読み替えて適用する前項第 3 号」と、「別表第 1 の 2」とあるのは「同条例別表第 3」と、「同表の 2」とあるのは「同表」と、同条第 3 項中「第 1 項第 3 号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第 3 条第 3 項の規定により読み替えて適用する第 1 項第 3 号」と、同条第 4 項中「第 1 項各号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第 3 条第 3 項の規定により読み替えて適用する第 1 項各号」と、「任命権者が知事に協議して」とあるのは「知事が別に」と、「同項及び第 2 項の別表第 1 の 2」とあるのは「同条例第 3 条第 3 項の規定により読み替えて適用する第 1 項及び第 2 項の同条例別表第 3」と、「同表の 2 の備考 2」とあるのは「同条例第 3 条第 3 項の規定により読み替えて適用する別表第 1 の 2 の備考 2」と、同条例第33条第 1 項ただし書」に、「とする」を「と、同条例別表第 1 の 2 の備考 2 中「第21条第 4 項」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第 3 条第 3 項の規定により読み替えて適用する第21条第 4 項」

と、「「140,000」」とあるのは「同条例別表第3中「166,000」」と、「「280,000」」とあるのは「「332,000」」と、「「160,500」」とあるのは「「189,000」」と、「「321,000」」とあるのは「「378,000」」と、「「184,500」」とあるのは「「216,000」」と、「「369,000」」とあるのは「「432,000」」と、「「228,000」」とあるのは「「267,000」」と、「「456,000」」とあるのは「「534,000」」と、「「374,000」」とあるのは「「440,000」」と、「「561,000」」とあるのは「「660,000」」と、「「496,000」」とあるのは「「584,000」」と、「「744,000」」とあるのは「「876,000」」と、「「522,000」」とあるのは「「612,000」」と、「「783,000」」とあるのは「「918,000」」と、「「558,000」」とあるのは「「656,000」」と、「「837,000」」とあるのは「「984,000」」と、「「648,000」」とあるのは「「762,000」」と、「「972,000」」とあるのは「「1,143,000」」とする」に改める。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例又は前項の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の赴任に係る移転料について適用し、同日前の赴任に係る移転料については、なお従前の例による。

新	旧	対	照	表
新			旧	
職員の旅費に関する条例（抜粋）			職員の旅費に関する条例（抜粋）	
（用語の意義）			（用語の意義）	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
（1）～（3） 略			（1）～（3） 略	
（4） 赴任 新たに採用された職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に赴き、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に赴くことをいう。			（4） 赴任 新たに採用された職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に赴き、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に赴くことをいう。	
（5）～（7） 略			（5）～（7） 略	
2 略			2 略	
（特殊旅費の種類）			（特殊旅費の種類）	
第7条 特殊旅費の種類は、移転料、移転雑費、着後手当、扶養親族移転料、死亡手当及び外国旅行手当とする。			第7条 特殊旅費の種類は、移転料、移転雑費、着後手当、扶養親族移転料、死亡手当及び外国旅行手当とする。	
2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。			2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。	
3～7 略			3～7 略	
（宿泊料）			（宿泊料）	
第18条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が宿泊地の区分に応じた別表第1の1の上限額を超える場合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得な			第18条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が宿泊地の区分に応じた別表第1の1の上限額を超える場合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得な	

い事情があるときを除き、当該上限額とする。

(移転料)

第21条 移転料の額は、実費額による。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第1の2の上限額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における別表第1の2の上限額が職員が赴任した際の同表の2の上限額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における同表の2の上限額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号及び次条第3号に規定する期間を延長することができる。

4 移転料の実費額が第1項各号に掲げる額を超える場合であって任命権者が知事に協議して定める要件を満たすときには、同項及び第2項の別表第1の2の上限額は、同表の2の備考2の規定によるものとする。

(宿泊料及び宿泊諸費)

い事情があるときを除き、当該上限額とする。

(移転料)

第21条 移転料の額は、実費額による。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第1の2の上限額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における別表第1の2の上限額が職員が赴任した際の同表の上限額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における同表の上限額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号及び次条第3号に規定する期間を延長することができる。

(宿泊料及び宿泊諸費)

第33条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が旅行地の区分に応じた別表第2の上限額を超える場合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

2 宿泊諸費の額は、宿泊地の区分に応じた別表第2の定額による。

3 第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊諸費について準用する。

別表第1（第18条－第23条関係）

内国旅行の旅費

1 宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費

表 略

2 移転料、移転雑費及び着後手当

区分	移転料の上限額										移転雑費	第23条第2号規定による着後手当の上限額
	陸路8キロメートル未満	陸路8キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	陸路1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	陸路2,000キロメートル以上			
金額	円 140,000	円 160,500	円 184,500	円 228,000	円 374,000	円 496,000	円 522,000	円 558,000	円 648,000	円 20,000	円 55,000	

備考 1 移転料に係る路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

第33条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が旅行地の区分に応じた別表第2の上限額を超える場合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

2 宿泊諸費の額は、宿泊地の区分に応じた別表第2の定額による。

3 第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊諸費について準用する。

別表第1（第18条－第23条関係）

内国旅行の旅費

1 宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費

表 略

2 移転料、移転雑費及び着後手当

区分	移転料の上限額										移転雑費	第23条第2号規定による着後手当の上限額
	陸路8キロメートル未満	陸路8キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	陸路1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	陸路2,000キロメートル以上			
金額	円 140,000	円 160,500	円 184,500	円 228,000	円 374,000	円 496,000	円 522,000	円 558,000	円 648,000	円 20,000	円 55,000	

備考 移転料に係る路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

2 第21条第4項に規定する場合における移転料の上限額に
ついては、「140,000」とあるのは「280,000」と、
「160,500」とあるのは「321,000」と、「184,500」とあ
るのは「369,000」と、「228,000」とあるのは
「456,000」と、「374,000」とあるのは「561,000」と、
「496,000」とあるのは「744,000」と、「522,000」とあ
るのは「783,000」と、「558,000」とあるのは
「837,000」と、「648,000」とあるのは「972,000」とす
る。

新	旧	対	照	表
新			旧	
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）			知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）	
第3条 知事及び副知事の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額（着後手当の額のうち宿泊料に相当する額及び扶養親族移転料の額のうち着後手当（宿泊料に相当する部分に限る。）に相当する額を含む。以下この条において同じ。）並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第1に定める額とし、移転料の上限額については別表第3に定める額とする。 2 公営企業局長、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費のうち内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第4に定める額とし、移転料の上限額については別表第3に定める額とする。 3 前2項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書、<u>第21条、第33条第1項ただし書及び別表第1の2の備考</u>の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第			第3条 知事及び副知事の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額（着後手当の額のうち宿泊料に相当する額及び扶養親族移転料の額のうち着後手当（宿泊料に相当する部分に限る。）に相当する額を含む。以下この条において同じ。）並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第1に定める額とし、移転料の上限額については別表第3に定める額とする。 2 公営企業局長、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費のうち内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第4に定める額とし、移転料の上限額については別表第3に定める額とする。 3 前2項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書<u>及び第33条第1項ただし書</u>の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第1又は別表第4」	

12号) 別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第21条第1項第1号中「別表第1の2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第3」と、同項第2号及び第3号中「前号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する前号」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する前項第3号」と、「別表第1の2」とあるのは「同条例別表第3」と、「同表の2」とあるのは「同表」と、同条第3項中「第1項第3号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する第1項第3号」と、同条第4項中「第1項各号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する第1項各号」と、「任命権者が知事に協議して」とあるのは「知事が別に」と、「同項及び第2項の別表第1の2」とあるのは「同条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する第1項及び第2項の同条例別表第3」と、「同表の2の備考2」とあるのは「同条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する別表第1の2の備考2」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例別表第1の2の備考2中「第21条第4項」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する第21条第4項」と、「「140,000」とあるのは「同条例別表第3中

と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」とする。

「166,000」 と、「280,000」とあるのは「332,000」と、
「160,500」とあるのは「189,000」と、
「321,000」とあるのは「378,000」と、
「184,500」とあるのは「216,000」と、
「369,000」とあるのは「432,000」と、
「228,000」とあるのは「267,000」と、
「456,000」とあるのは「534,000」と、
「374,000」とあるのは「440,000」と、
「561,000」とあるのは「660,000」と、
「496,000」とあるのは「584,000」と、
「744,000」とあるのは「876,000」と、
「522,000」とあるのは「612,000」と、
「783,000」とあるのは「918,000」と、
「558,000」とあるのは「656,000」と、
「837,000」とあるのは「984,000」と、
「648,000」とあるのは「762,000」と、
「972,000」とあるのは「1,143,000」とする。

別表第3（第3条関係）

区分	移転料の上限額															
	陸路8キロメートル未満	陸路8キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	陸路1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	陸路2,000キロメートル以上	陸路8キロメートル未満	陸路8キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満

別表第3（第3条関係）

区分	移転料の上限額															
	陸路8キロメートル未満	陸路8キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	陸路1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	陸路2,000キロメートル以上	陸路8キロメートル未満	陸路8キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満

		未満	未満	未満	未満	ト　ル 未満	ト　ル 未満	ト　ル 未満	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
金額	166,000	189,000	216,000	267,000	440,000	584,000	612,000	656,000	762,000

		未満	未満	未満	未満	ト　ル 未満	ト　ル 未満	ト　ル 未満	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
金額	166,000	189,000	216,000	267,000	440,000	584,000	612,000	656,000	762,000